

最高裁判所判事

おか むら かず み



昭和三二年一二月二三日生

## 略歴

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。

昭和五六年 四月 司法修習生  
平成 五八年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
平成 元年 三月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
一二年 五月 檢事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察庁検事などを務める。

二六年 七月 法務省人権擁護局長  
二八年 八月 消費者庁長官  
令和 元年一〇月 最高裁判所判事

## 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年一〇月二二三日 第二小法廷判決

参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定

枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反

するものではないとした（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一一月一八日 大法廷判決

令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたとはいえず、同規定は憲法一四条一項等に違反するに至つていたとはいえないとした（多数意見）。

三 令和二年一一月二十五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和三年二月一日 第二小法廷決定

電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によることなく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されたとした（全員一致）。

五 令和三年二月二四日 大法廷判決

市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当するとした（多数意見）。

六 令和三年六月二三四日 大法廷決定

夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反して無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度については、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした（多数意見、補足意見付加）。

## 裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。

価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、新しい法的問題も生じています。このような課題について、行政機関での執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、より妥当な判断に至りたいと考えております。

これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。